

2 寄り添い型子育て支援のさらなる充実へ

妊娠期、子育て期、また子どもたちへ、追加支援を実施

本市は、寄り添い型子育て支援（通称：iぽーと）として、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めています。

令和6年度からは、妊娠期における「不妊治療費の追加助成」、子育て期における「家事支援事業の新設」、また子どもたちには「こどもの居場所づくり支援」を実施します。

事業概要

① 不妊治療費の追加助成

夫婦のどちらかが市内に住所を有する方を対象に、不妊治療費の保険適用外である先進医療分の費用助成（上限10万円）に加え、保険適用の自己負担分も費用助成の対象（上限8万円）とし、1申請あたり最大18万円のサポートを行います。

② 家事支援事業の新設

産前産後の家庭、養育支援が必要な家庭に対して、家事支援ヘルパーが訪問して食事の準備、衣類の洗濯、部屋の掃除、買い物などを行うことで育児の不安や負担の軽減を図るとともに、養育環境を整えるために家事のお手伝いを行います。

なお、家事支援ヘルパーは事業所等へ委託するため、これから委託準備を進めていきます。

③ こどもの居場所づくり支援

こどもの居場所として、食事提供もしくは学習支援を実施する団体を対象に新規立上補助、事業拡充補助の2種類の補助制度を新設します。

こどもの居場所は、子どもたちが歩いて来られるように、中学校区に1カ所ずつの設置を目指していきます。

2-① 不妊治療費の追加助成

不妊治療は令和4年度から保険適用となりましたが、本市では令和5年度に保険適用外となった国が指定する「先進医療」に対して助成を開始しました。

令和6年度からは、さらに保険適用となる治療の自己負担分も助成対象とし、早い時期からの治療促進とともに、体外受精などの高額で妊娠率が高い治療の選択を可能にします。

1 事業概要

夫婦のどちらかが市内に住所を有する方を対象に、不妊治療費の保険適用外である先進医療分に加え、保険適用の自己負担分も助成の対象とします。

| 区分 | 保険適用となる治療 | | 保険適用外の治療 |
|-------|---|--|-----------|
| | ①一般不妊治療(人工授精) ②特定不妊治療(体外受精/顕微授精/男性不妊治療等) | | 先進医療分 |
| 患者負担 | 7割分/無料 | ① 3割分/自己負担 | ② 全額/自己負担 |
| R5 助成 | - | なし | 上限10万円 |
| 新規助成 | - | (1) ①のみ …最大 8万円をサポート! (2) ①+② …最大18万円をサポート! | |

① 補助額

保険適用治療の助成額：上限8万円 ※上図① 【新規助成分】

保健適用治療+保険適用外治療の助成額：上限18万円 ※上図①+②

※補助率は10/10

② 助成年齢・回数

- ・40歳未満の場合、43歳になるまで1子ごとに6回
- ・40歳以上の場合、43歳になるまで1子ごとに3回

③ 予算額20,224千円（市単事業）

《内訳》

- ①保険適用治療 15,600千円 申請件数…270件
- ②保険適用治療+保険適用外治療 4,624千円 申請件数…40件

2 事業のメリット

- ・不妊治療のハードルが下がり、若い受診者の増加が見込める
- ・不妊治療の選択肢が増し、妊娠に恵まれる方の増加が期待できる

2-② 家事支援事業の新設

本市は、子育て世帯の皆さんが安心して子育てができるよう、産前産後の家庭や養育支援が必要な家庭に対し、訪問による育児相談や乳児の世話を実施してきました。令和6年度からは、新たに家事支援を充実させ、育児の不安や負担の軽減を図ります。

1 事業概要

家事支援事業【新規事業】

産前産後の家庭、養育支援が必要な家庭に対して、家事支援ヘルパーが訪問して育児不安や負担軽減を図るとともに、養育環境を整えるために家事のお手伝いを行います。

支援内容

食事の準備、衣類の洗濯、簡単な部屋の掃除、買い物支援 等

対象

《産前産後家庭向け》

妊娠届出から生後1年未満の子どもがいる家庭で、家事等の支援が得られない家庭を対象に実施。事業者へ派遣を委託し、利用額は派遣事業者が定める利用料金の2割（8割は公費負担）。

《養育支援が必要な家庭向け》

家事支援により、家庭や養育環境の改善が必要と市が認めた子育て家庭に対してプッシュ型で実施。介護支援事業所等へ派遣を委託し、利用額は全額公費負担。

2 既存事業

①育児サポーター派遣事業

育児サポーターが訪問し、妊娠中から育児の手伝いを行います。

《支援内容》

乳児の授乳、食事の介助、おむつ・衣類交換、沐浴・入浴補助 等

②養育支援訪問事業

育児サポーターが訪問し、養育環境の改善へ相談や支援を行います。

《支援内容》

乳幼児の育児、こどものしつけ・発育、養育者の心身の健康 等

2-③ こどもの居場所づくり支援

本市は、こどもたちが家庭や学校以外の場所で安心して過ごすことができる「居場所」を増やしていくため、新たな支援制度を創設します。

こどもの居場所づくりに取り組む市民活動団体との「共創」により、地域のこどもや大人が安心して交流できる環境づくりを進めます。

1 事業概要

こどもの居場所として、食事提供や学習支援を実施する団体を対象に2種類の補助制度を創設します。

①新規立上補助

概ね5人以上の高校生年代までのこどもに対し、食事提供や学習支援を年10回以上行う取組を新たに始めようとする市民活動団体を支援します

②事業拡充補助

既に新規立ち上げと同程度の取り組みを実施している団体で、事業拡大のために設備を追加しようとする市民活動団体を支援します

2 補助内容

①補助限度額

食事提供：200,000円（補助基準額：400,000円）

学習支援：50,000円（補助基準額：100,000円）

※同一団体への補助は、1回限り

※補助額は補助対象経費と補助基準額を比べ、少ない額の1/2

②補助対象経費

食事提供や学習支援に要する修繕費（建物改修に係る経費）、消耗品や備品購入費、ホームページ作成等の外部委託費、責任者養成講習会の受講費用など

3 今後の展開

こどもの居場所づくりに関係する団体と意見交換会を開催し、こどもたちがより心地よく過ごせる居場所づくりに努めていきます。